

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年十二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年十二月一日

川建セ第二八一号

二 検査済証番号

令和四年十二月十二日

川建セ第〇四〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字水久保千八百七十七番外十四筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

埼玉県公営企業管理者 北島 通次